

## 議第70号 過疎地域自立促進計画の変更について

### 1 変更の趣旨

市内の過疎地域（旧下蒲刈町，旧倉橋町，旧蒲刈町，旧豊浜町及び旧豊町の区域をいいます。以下同じ。）の振興に向けての総合的かつ計画的な対策を講じ，自立促進等を図るため，過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」といいます。）に基づき，「過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）」を策定していますが，状況の変化や地域のニーズを踏まえ，過疎地域の振興に必要な事業の追加をするとともに，改元に伴う所要の整理をするものです。

### 2 過疎地域について

過疎地域は，過疎法に規定する人口要件（人口減少率，高齢者比率など）及び財政力要件（一定以下の財政力指数など）に該当する市町村の区域です（過疎法第2条第1項）。ただし，過疎地域市町村を含む合併による新市町村は，過疎地域市町村の要件・過疎地域とみなされる市町村の要件ともに該当しない場合でも，その新市町村のうち合併前に過疎地域であった旧市町村の区域が過疎地域とみなされます（過疎法第33条第2項）。

### 3 財政措置について

過疎市町村が作成した過疎地域自立促進計画に基づいて実施される各種の事業の財源として過疎対策事業債（充当率100パーセント，交付税措置率70パーセント）を発行することができます。

### 4 追加事業の内訳及び第4次呉市長期総合計画後期基本計画での位置付け

（単位：千円）

事業名称	事業内容	事業主体	計画期間中概算事業費	第4次呉市長期総合計画後期基本計画での位置付け
港整備交付金事業（豊浜町地域）	防波堤等改良	県	10,000※	第6節 都市基盤分野 第6項 港湾機能 1 港湾機能の強化
丸谷8号線整備事業（下蒲刈町地域）	橋りょう耐震改修等	市	45,000	第6節 都市基盤分野 第2項 道路・公園・墓地 1 生活道路の整備
合計（2事業）			55,000	

※ 全体事業費のうち10,000千円を県への負担金として拠出するものです（負担割合20パーセント）。